

# 環境社会配慮助言委員会 第68回 全体会合

日時 平成28年4月8日（金） 14:32～15:57

場所 JICA市ヶ谷ビル2階 大会議室

（独）国際協力機構

午後2時32分開会

○村瀬 お待たせいたしました。それでは、第68回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めさせていただきます。

今日は、会場設営の都合で事務局が奥の席になっております。申しわけございませんが、ご了承いただければと思います。

また、毎度同じ案内で恐縮ですけれども、マイクの注意点をお知らせいたします。

逐語の議事録を作成しております。そのため、発言される場合には必ずマイクを活用して発言をお願いいたします。また、発言の際にはマイクをオン、それから終わった後にはオフということで、こちらもご協力をお願いいたします。

本日、マイクの数が少し不足しております。大体4人くらいに1本になっておりますので、申しわけございませんが、近くのマイクをお回しいただいて、発言者へのご協力をお願いいたします。

それでは、村山委員長よろしくをお願いいたします。

○村山委員長 では、よろしくをお願いいたします。

今日は環境レビューの結果報告を先にとということですね。

では、まず最初、タンザニアの連系送電線事業についてご報告をお願いいたします。

○岩間 JICAアフリカ部アフリカ第二課で課長をしております岩間と申します。

本件、ケニア-タンザニア連系送電線事業、1月にL/Aを無事署名できました。本件につきましては環境レビュー時にご助言をいただいておりますので、そのご助言に対するの対応結果を報告させていただきます。

全体として17のご助言をいただいております。

まず、全体事項ですけれども、1番、過去の事例等において、若干その補償や対応が不適切というようなところもあったので、そのあたりをしっかりと確認して、しっかりと対応していく必要があるというご助言です。

対応結果のところですが、特に再取得価格で補償されること、もしくはその補償支払時にしっかりと1世帯から複数名出席する等、こういったところの部分が教訓としてもありましたので、このあたりをしっかりとやっていくということを実施機関と合意しております。

2番ですが、環境社会管理計画、こちらについてしっかりと妥当性を確認していく必要があるということで、対応結果ですが、こちらについても、内容についてしっかりと実施機関と合意しております。特に生態のところ、本件については生態系の影響というところを多くご助言いただいておりますが、この点につきましては、ここに書いてあるようなWorld Elephant Center、World Conservation Society Tanzania等々、こういったところもしっかりと影響予測については協議し、緩和策は適切であるということも確認してきております。

3番目ですが、モニタリング全体の適切性をしっかりと確認するというので、対応

結果にありますように、大気質、騒音・振動、水質、土壌劣化、生態系等についてのモニタリング、その方法、回数等について実施機関と合意してきております。

次に汚染対策ですが、4番目ですけれども、土壌について、鉄塔の基礎部分の掘削時、この土砂をどのように処理するのかしっかりと確認しろということです。

対応結果ですが、基本的に掘削時に発生した土砂につきましては、基礎を固定するための工事活動、もしくは近隣の採石場の復旧等に再利用することを確認してきております。

次に、自然環境についてのご助言をいただいております。

5番目ですけれども、こちらにつきましては、主に設置する送電線ルートと野生動物の移動の関係をしっかりと確認して、影響が出る場合がある場合は緩和策をしっかりと確認しろという点です。

対応結果ですけれども、送電線ルートにおいて野生動物の移動があるところは3カ所確認しておりますが、1カ所については並行しているということを確認しました。送電線についての感電を防ぐために、送電線を地上から約10m以上高いところに設置し、また渡り鳥の翼幅以上の幅とするような点、このあたりを実施機関と合意してきております。

6番目ですけれども、これも類似したご助言であります。送電線の詳細設計時に、哺乳類、鳥類の衝突の防止や登攀を、国内外の事例も踏まえてしっかりと検討する。この点につきましては、国際NGO等が提唱している事例を参考に、送電線の設計、緩和策を行っていくということを実施機関と確認しております。

7番目になります。生態系に関する緩和策についてということで、設問としては2つほど挙げていただいておりますけれども、まず1つ目として、提案されている緩和策及びモニタリングに関し、実施機関の実施能力が十分であることを確認し、必要であれば日本からのサポートも検討したほうがいいという話と、2つ目は、トラッキングのための資金確保の見通しをしっかりと確認しろということです。

まず、その緩和策についてですけれども、内容はもちろん確認してきましたし、あとその実施機関のところですが、タンザニアはナショナルパーク等を含めて、こういう野生保護関係は、組織としても比較的しっかりしているというようなところもあり、天然資源・観光省の傘下のTanzania Wildlife Research Institute、ここがしっかりと実施していくということで合意してきております。この機関は、過去の同様の経験も十分あるということもあって、JICAとしましては、専門家派遣等の支援は、この段階では不要と判断しております。

また、2つ目のその資金のところですが、こちら資金確保というのはしっかりとされていることが確認できております。

8番目のご助言に移らせていただきます。事業対象地が通過する保護区の有無、保護区の通過に関する許可のあたりを確認する必要があるという点です。

本事業につきましては、いわゆる保護区を通過しないというところについては、タンザニア野生動物公社、TANAPAにも確認しております。

そして、本件は2つの野生動物管理区、こちらを通過することを確認してきておりますが、この管理区の場合、通過に対する許認可は不要である。ただ、念のためということで、その責任者より通過に関する同意書を入手することを、実施機関と合意してきております。

9番目になります。地区内の森林へのアクセス制限等に対する影響、植林計画の詳細についてということです。本事業が対象、もしくは影響を与える可能性のある森林が14ほど確認されておりますが、詳細設計が終わった後に、タンザニアの森林局及び近隣コミュニティとワークショップを開催等して、植林計画が実施できることを実施機関とも合意してきております。

次に、社会配慮に関するご助言です。

10番目のご助言ですけれども、タンザニアの国内法と世銀・JICA等のガイドラインの間でのギャップ、その不十分な点をしっかり補充するように確認する必要があるという点です。

対応結果ですけれども、この点、一つ一つこういったものがあるかというのを確認し、その補償が必要な点というものについて、マトリクス等を使いながら細かいところも確認した上で、内容についても合意してきております。

11番目ですけれども、住居等の移転に関しての補償についてですが、対応方針ですけれども、こちらについても、実施機関との間で同等もしくはそれ以上の広さ、利便性、そういった土地が提供されることを確認してきています。

一方、住民等からのヒアリングによりますと、対象の住民は今のところ金銭補償を要求しているということを確認しております。

12番目ですけれども、こちらは農地の補償についてです。対応結果ですが、供用後、ROWの中において耕作があっても、高さ4.5m以内であれば耕作はそのまま継続しているという形になっているということを確認してきております。

また、その補償については、金銭補償というのが基本的には想定されているということでした。対象の住民も、基本的には金銭補償を要求しているということです。

13番目になります。多年生作物、樹木の永久損失に対する補償方法等ということで、こちらにつきましても、その補償については市場価格に手当てを追加した再取得価格となっていることを確認しております。

最後のページに入らせていただきます。

14番ですけれども、提案されているVulnerable People's Plan、この点についてステークホルダーの意向がしっかりと反映されているか、その適切性を確認するという点です。

こちらについても、基本的にはその環境管理計画とスケジュールも同じということ

も確認していますし、その内容についても十分適切であるというところを確認しております。

15番目は、この借款事業のProject Implementation Unit、これについて、地元とのproject liaison groupを形成するための地元リーダーの活用、女性の雇用等についてということですが、実施機関とも話をし、コントラクターが地元リーダーと協議を通じて、女性を含む地元の雇用機会の創出をしっかりと考えていくということで話をできております。

16番目につきましては、この送電線を張っている直接近隣の地元への、電化に対するのポイントですが、この地方電化はプロジェクトのコンポーネントとしても含まれておまして、かつその住民が実際それを使えるように、もろもろ技術的もしくは金銭的な点で対応可能なような計画となるように実施機関とも合意してきております。

最後になりますけれども、17番目、情報公開の際の主要言語、伝達方法等についてのご助言ですが、対応結果ですが、影響住民に対して英語及びスワヒリ語、この両言語は公用語となっておりますけれども、これについて情報公開が行われることを確認。

また、本事業については、少数民族でスワヒリ語も話せないという部族が、少数ですが確認できていますが、そういった両言語を理解できない人に対して、必要な情報へのアクセス等を公的機関がしっかりとサポートするというところについて、実施機関と合意してきております。

以上、駆け足になりましたが、対応結果についてのご説明とさせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

平山委員。

○平山委員 教えていただきたいと思います。きちんと対応していただいてありがたいと思います。3番ですが、モニタリングについてなんですけれども、助言のほうには各項目についての場所、頻度について聞かれているのですが、答えのほうは、頻度のほうは書いてあると思うのですが、何か所について何回とか、そういう場所はどのようになっているのかというのを教えていただきたいというのが一つ。

それからもう一つは、これは本当に教えていただきたいということなのですが、11番と12番に関して、代替地の提供とか住民移転計画等について、住民のほとんどが金銭補償を要求しているという書き方がされておりますけれども、これはなぜなのだろうという、純粹に私の疑問です。代替地等はいいところを政府に提供してもらうほうがいいのであって、お金でもらったってすぐなくなってしまうのではないかと、そういう単純な疑問ですが、この2点についてお伺いしたいと思います。

○岩間 すみません、お時間をいただけてしまいました。

ご質問について、まずご助言の3番目についてですが、私自身は先ほどの説明ではしよってしまいましたが、場所については、例えば、「大気質」と括弧して、「変電所近隣にて」というようなところ、ここが場所を示しているつもりではあります。騒音・振動であれば全事業対象地、水質であれば労働者キャンプ等ということですが、多分細かいところも一応確認はしているのですけれども、これは情報を全部はここに載せ切れていませんので、もし必要であれば、場所がそれぞれどこだというのは、後ほどお出しすることは可能です。

○平山委員 箇所数だけでも教えていただければと思うのですが。

○岩間 箇所数ですか。

○平山委員 大気質については何カ所、騒音・振動については何カ所、それから、この件、忘れておりますけれども、送電線の事業、大体何キロに及ぶものかということを含めて。

○岩間 まず送電線、全長は約500kmを超えるぐらいの長さになっております。変電所の数は、新設が1つで、1つが増設です。ですので、箇所については後ほどお知らせするようにしたいと思います。

それで、11番、12番の点ですけれども、説明でも若干しましたが、送電線事業なので、かつ農作地であれば基本的にそのまま耕作は可能ということで、それもあって、特にそこを代替地というよりは、そのまま耕作はし、補償は金銭でということ。

それと住居のほうも、やはりそこで農業等生業を持ってやっていますので、あまり場所を動きたくないという志向がどうもあるようでして、基本的には、ヒアリングしている限りにおいては、金銭補償というのを要求しているということでした。

○平山委員 要するに、住居移転をしたくないという希望が多かったという意味なのですね。

○岩間 住居のほうは、なるべく村の中で、住んでいるところからあまり離れたくないということで、移転先は村の中で相談をして決めているとのこと。

○平山委員 村の中だからお金でいいという、そういうことだったのですね。

○岩間 すみません、私も詳しいところを今確認したところですが、お金をまずもらって、同じコミュニティーの中なので、村の中でどこに住むかというのは村の中で、その後采配するというようなことで、まずは金銭をもらって、村として再配分するというような形を考えているようです。

○平山委員 わかりました。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

日比委員どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

具体的にご報告をいただいて非常にわかりやすかったです、ありがとうございます。

1つだけ、これは本当に確認なんですけれども、2番のところ、生態系の影響をコンサルテーションした先として、World Conservation Society Tanzaniaというのがあるんですけれども、これはWildlife Conservation Society Tanzaniaの、ひょっとして間違いではないかなと思った、確認までです。

○岩間 すみません、確認します。

○村山委員長 その間に松本委員。

○松本委員 用語の確認なんです、10番目の対応結果のところに書かれている、「経済的移転」ということの意味を教えてください。

○岩間 ありがとうございます。「経済的移転」の意味ですが、商売をしている人たち、店舗等をもっている人たちの移転ということです。

○松本委員 店舗の移転という意味ですか。

○岩間 そうです。

○松本委員 居住地は移転なくて、店舗が移転する。

○岩間 この場合の趣旨は、店舗ということです。

あと、先ほどの2番についてのご照会については、やはりWorldではなくて、Wildlife Conservation Society Tanzaniaということでした。すみませんでした。

○村山委員長 早瀬委員どうぞ。

○早瀬委員 全体事項のモニタリングに関するのですが、一般論で申しわけないんですけれども、こういったアセスメントの関連のモニタリングというのは、影響が生じるかどうか、今の現時点で不確実である。それから、そういったことが将来的に生じる可能性があるけれども不確実である、そういったことについてモニタリングをしながら、もし想定されるような影響が生じる場合には、その時点でさらなる対策を講じるというふうな意味でモニタリングというのが計画されていると思うんですが、この場合にそういった、もしモニタリングの結果によってどういう事態が生じたら、どういう対応をとるんだということまで、本来ならば確認されているべきだというふうに考えています。そのあたり、一般論で恐縮ですけども、そこまで確認されているかどうかということについて、少し要望しておきたいというふうに思うんですけれども。

○渡辺 早瀬委員のご指摘は、一般論化するとなかなか説明しにくいのですが、我々のやり方としては、影響がありそうなものについては、当然緩和策、対策をとるということを合意し、その上でモニタリングを行います。

モニタリングを行う場合は、通常、何か問題が生じた場合は、そのモニタリング結果に応じて、所定のとまでは言わないまでも、何らかの対策を講じるレベルで合意はしています。モニタリングによって判明するそれ以上の事態を想定して、さらに対策の可能性まで確認していると言われると、そこまではやらない場合もありますし、もしくは、ある程度影響の大きな事態が予め想定されるのであれば、ある程度の具体

的な追加策を講じるという形で合意する場合があります。

○早瀬委員 わかりました。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

16番ですね、これは私がコメントしたような気がするんですが、確かに実行可能な計画となることを合意していただいたということですが、具体的にどうなのかというのを確認したいのですけれども、少なくとも「合意」と書いてある点については、何らかの形で文書が残っていると考えてよろしいですね。

○渡辺 ご理解のとおりです。「合意」とここで書いているものについては、我々が呼ぶところの環境レビュー時の先方実施機関との間でのミニッツにおいて残しているという意味で、「合意」と記載しています。

○村山委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、このご報告についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

先ほどの3番については確認していただいて、またご連絡いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、2件目に移らせていただきます。インドのメトロ建設事業についてです。準備ができましたらご報告をお願いいたします。

○谷口 担当の南アジア一課の谷口と申します。よろしく申し上げます。

全部で5ついただいております、環境が2点と社会配慮が3点で、環境配慮の1つ目ですが、追加的な水需要が、ほかの水利用及び環境に大きな影響を与えないことを確認することという助言に対しては、主にこの事業で想定される追加的な水利用というのが、車両基地における車両を洗うときの、清掃するときの水という水利用が主なものなんですけれども、その水というのは、一回車両を洗うために使った水を濾過する、きれいにして再生水を使うということを想定しているため、これはあまりほかの水利用に大きな影響を与えないことを実施機関からのヒアリングに基づいて確認をしています。

あとは、駅や車両基地で飲料用水として使うような水は、それほど量は多くないものなので、これは原則地下水を利用するというのを、このグジャラート州の地下水持続的利用計画というものに基づいて利用するというのを実施機関に確認をしています。

2つ目の、雨期のトンネル建設工事の実施に係る配慮の必要性ということですが、この地下トンネルは、シールド工法というシールドトンネルで地下を掘り進める工法を想定しておりますので、これは乾期、雨期にかかわらず適切に水が排水されるような処理を行うことを予定しているので、十分な配慮がなされる予定であるということを確認しております。

社会配慮に移りまして、3つ目の非合法的占有者の非自発的住民移転の際の移転先の希望の聴取、あと移転に伴う生計手段を失う場合は、生計回復支援が提供されることを確認することという点ですが、これについては、住民への戸別訪問を通じて、この移転先地及び生計回復支援策については、それぞれの被影響住民の希望聴取をしていることを実施機関に確認しております。

あとは、この事業の中で短期的な雇用が生まれるということに加えて、生計回復支援策がそういった被影響住民に提供されることを確認しています。具体的な内容については、それぞれの建設工事の詳細設計が行われる際に、雇用トレーニングですとか、その他事業の開業支援、販売ネットワークの構築支援といったものを検討していくことで実施機関と合意しています。

あとは、こういったことに係る資金ですが、通常こういうインドでのメトロ事業の場合は、中央政府及び地方政府からこういった資金が提供されるというふうな建て付けになっておりまして、この事業においても同様に、十分な資金が確保されているということを確認しています。

4つ目の、住民協議において必要な情報が十分に伝達されることを確認することということですが、こちらも戸別訪問を通じて、基本的には事業の概要ですとか補償方針、移転先といったものは既に伝達されていることを実施機関に確認しております。

あとは、それ以外のところでは、事業概要、この地方の言葉、グジャラティー語、ヒンディー語、英語バージョンでこの事業概要が、この事業対象地に立地している州のアーメダバード公共公社というところのセンターで公開されているということを確認しています。

あとは、EIA全文、RAP全文が実施機関のウェブサイトで公開済みであることも確認しております。

最後の、ユーティリティー維持のための計画準備状況についてですが、こちらも基本的にはEIAで提案されているユーティリティーの維持計画を確認して、そのユーティリティーの維持にかかわる関連の州の機関との調整が進められていることを、実施機関からヒアリングを通じて確認をしています。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

平山委員どうぞ。

○平山委員 教えていただきたいのですが、4番の事業概要をグジャラティー語、ヒンディー語、英語で公表しているということなのですが、ここは都会なのかなとも思うのですが、そもそもこういう地域における現在のインドの識字率というのはどのくらいのものなのかというのを教えていただきたいのですが。

○谷口 一般論、インド全体的に言うと半分ぐらいなんですけれども、基本的には、被影響住民に対しては、戸別訪問を通じて言葉で伝えるようにしていますので、実際に影響のある方々には、しっかり内容が伝わるという努力はしているという状況です。

○村山委員長 それでは、ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどの4番の、戸別訪問を通して情報が伝達されているということなんですけれども、やはり相手が、例えば、字が読めない状況の中で、その伝達がされても、根拠が手元にないわけですよ。例えば、そこで補償方針であったり、事業概要に関する、何かそういう、相手に対して何らかの情報源というのは相手に渡すものなのか、それとも、ただ口伝えの伝達だけを目的としているのか、どちらなんですか。

○谷口 そういった戸別訪問のときには、基本的にはその現地の言葉を含めた、その言葉を用いた資料を使って相手に説明をするということなんですけれども、先ほどのおり、もちろん文字が読めない人はそういった書類が読めないことにはなるんですが、その場でしっかりバーバルコミュニケーションで内容をしっかり説明をして、相手にしっかり理解を、一方的に説明をするだけではなく、理解をしてもらっているという前提での、この戸別訪問を通じた説明ということなので、確かに資料を渡すだけでは、もちろん内容が伝わらないということにはなるんですけれども、文字が読めない人に対しても、事業内容はしっかり理解してもらおう努力はされているという理解なんですけれども。

○佐藤委員 よく行われるのは、やはり非識字者に対しては、字が読める人たちもそこに参加させて、ある程度その資料そのものの根拠を確認してもらおうとか、やっぱりその記録の文書と、コミュニケーションの伝達の内容が異なることが結構いろんな問題を起こしているんで、ぜひそこら辺に対する配慮をよろしく願いいたします。

○谷口 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、これでご報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これで環境レビュー結果の報告は終わりましたので、次に、案件の概要説明になります。

○渡辺 村山委員長、先ほどの平山委員のご質問に関して、まだ手元に正確なものはないのですが、ご回答に書かせていただいているとおり、大気質は変電所近辺。変電所というのは、これはもう1カ所ですか、本プロジェクトにおける変電所というのは1カ所になっております。

あるいは、騒音・振動については、全事業対象地というふうになっておりますけれども、これはEMP上は、確かにそこまで細かく、400kmのうち何カ所とまでは書いて

なくて、コントラクターが実際の工事を行う際に、全対象地を想定して具体的な計画をつくるということになっており、現時点で何カ所というものが出ているものではありません。

これは土壌劣化の、鉄塔の部分も一緒に、要は鉄塔の数に合わせてということになりますので、お答えとしては、たとえば「大気質については5カ所」という具体的な数字があるわけではないんですけれども、我々が合意、確認している事項としては、この事業のコンポーネント、あるいは作業、影響に応じて、コントラクターがこれから具体的な箇所を決定していくということが合意事項ですということになります。

○村山委員長 平山委員よろしいですか。

○平山委員 時間をとって申しわけありません。

先ほど早瀬委員が、なぜモニタリングをするのか、モニタリングの目的は何かということをお話しされたと思うのですけれども、それに照らすと、これからではなくて、今の段階でこういうような箇所づけで、このような頻度でモニタリングをするという結果が出ていないとおかしいのではないかという気がちょっとしてしまうのですけれども。それも含めて今から — コントラクターというのは現地の方ですか、それともJICAのコンサルの方ですか。

○渡辺 コントラクターですので、国際競争入札であれば、国際的な会社が一般的になりますけれども。

○平山委員 そうですか。そこからすると、答えは出ていないとおかしいのではないかという気がするのですけれども。

○渡辺 ただ、実際その環境レビューの段階で、どこまで細かいことを合意できるかというのはありまして、我々が本件で合意できるレベルとしては、影響のある、特に、例えば騒音・振動であれば工事になりますけれども、それについては、当然工事が行われる全区間であり得るということなので、そこは全区間を対象として騒音・振動のモニタリングを行うということは確認しておく。

ただ、その先にA地点、B地点、C地点と合意できるかというのと、そこまでの合意は、この案件についてはできなかったということです。

○平山委員 そのようにおっしゃるのであれば、さらにお聞きしてみたいのですけれども、500kmが対象だというふうに先ほどご説明を受けたのですけれども、500kmについて、全事業対象地にてということになると、これは大変な数字になりませんか。

○渡辺 大変な数字にはなりますけれども、送電事業ですので、基本的には鉄塔箇所で行われるというふうに考えれば、鉄塔数ということになるかなと思います。

○村山委員長 先ほどのお話ですと、こちらについても合意が確認できる文書が残っているということですので、全事業対象地、まともに考えるとかなり大きいですが、漏れがないようにモニタリングしていただけるということではあると思います。

では、よろしいでしょうか。

それでは、案件概要説明に移りたいと思います。今日は1件で、パキスタンの送電網増強事業ですね、こちらのスコーピング段階ということです。

では、ご説明よろしく願いいたします。

○大塚 JICAの南アジア部でアフガニスタンとパキスタンを担当しております課長の大塚でございます。本日はお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

今後、ご助言いただきたいパキスタンの電力案件について、今日はご説明をいたします。

お手元に配付させていただきました資料、あるいは前方のスクリーンをご覧くださいまして、主に本日は、この目次の中でも、背景、概要、そして環境社会配慮事項、最後に今後のスケジュールのポイントについてご説明いたします。

まず、パキスタンという国につきまして、皆様もご存じかと思いますが、数日前にも大雨、豪雨により、北部のほうで土砂崩れが起こり、日本人の観光客が、相当な数足止めを食ってしまったということが、日本でも報道されました。結構自然災害の影響を受ける国なんですけれども、地理的に申しますと、アジアと中東、あるいはアフリカの接点に位置する、地政学的に重要性を秘めた国という言い方をされたりもします。また、タリバンあるいはIS等、テロとの戦いの成否の鍵を握る国というような言い方をされることもあります。

さらには、面積は日本の2倍ぐらいですけれども、その中で、2億人弱の人々が今生活をしており、人口増加率が2%を超えているということで、どんどん人口が増え続けているということで、人口のポテンシャルとリスク双方を抱えた国、そんな言い方もされたりもするような国でございます。

最近、そのパキスタンでございますけれども、深刻な電力需給ギャップに直面しております。現在、需要の2割以上が不足している状況でございます。人口増加ということ为先ほど申し上げましたけれども、今後も年平均で大体5.5%の電力需給の伸びが予測されているという状況です。

そんな中で、パキスタン政府は、電力不足を解消し、電力需要の伸びに対応するためには、やはりまずは発電設備を増強する、それだけではなく、送変電系統の増強も課題であると十分認識をされているということで、国家計画の中でも、これらを目標として掲げているという状況でございます。

その2つの課題のうち、とりわけ送変電系統の増強についてということでございますけれども、送変電設備の整備不足と老朽化、そして不十分なバックアップ体制により、大規模停電を引き起こす可能性があるという状況でございます。特に、今回の事業が対象としているイスラマバードの首都圏でございますけれども、ここは政府機関が集中しているエリアでございます。仮に事故等が発生した場合、首都機能に多大な影響を及ぼすリスクがあるというのが現状でございます。

今回、ご助言いただきたい案件は、このような首都機能の麻痺ですとか停滞を回避

すべく、新しく新規の送電網を建設して、電力供給の信頼度を向上することを目的とした有償資金協力の案件でございます。

続きまして、事業概要についてご説明をしたいと思います。

事業内容につきましては、約40kmの新しい220kVの送電線を建設すること、関連のコンサルティングサービスを行うという内容でございます。

パキスタン政府の事業実施機関は、パキスタン国営送電会社、NTDCというところであり、現在、実施中の協力準備調査でございますけれども、今年の10月までを予定している状況です。

対象事業地、こちらの地図に示させていただきました。先ほど申しましたとおり、場所はイスラマバード首都圏でございます。具体的には、右の赤枠で囲ったところでございますが、緑の点線で示したイスラマバード大学への分岐送電線ということで、約40kmを対象としています。

イスラマバード大学変電所の南のほうに、新ラワット変電所がございますけれども、現在は、ここの間で1ルートのみからの電力供給に今は頼っているというのが現状でございますが、冒頭ご説明しましたとおり、テロのリスクがあったり、あるいは自然災害による鉄塔倒壊、そういったものに備えるために新しいルートの送電線を建設するという計画になっております。

調査対象地域の現状を、地図と写真でお示しをしたのが次のスライドでございます。

建設ルートは、黄色の点線、「建設ルート案」と書いてあるところでございます。ご覧のとおり、現在の建設ルート案は、一部がマルガラヒルズという国立公園を通過するという状況になってございます。

そういった状況の中で、5ポツの環境社会配慮事項ということにつきましては、こちらにお示した①～⑦を考えておまして、JICAの環境社会配慮ガイドラインのカテゴリ分類はAでございます。

詳細につきましては、今まさに調査中で、今後確認していく予定でございますが、④の環境許認可につきましては、実施機関であるNTDCがEIA報告書を作成し、環境保護局（EPA）による承認後、情報公開をする予定でございます。

また、⑤の汚染対策につきましては、工事中の汚染対策の詳細を今後調査の中で確認してまいりたいと思っております。

特に⑥、自然環境につきましては、送電線の一部が国立公園を通過する可能性が高いということでございますので、こちらにつきましては、可能な限り影響を最小化できるような代替案検討を、今後調査の中で図ってまいりたいと思っております。

国立公園の管理計画や、貴重種の生息の有無、あるいは森林伐採の規模、こういったことに対する生態系への影響と緩和策の内容というものをしっかり確認、調査をしてまいりたいと考えております。

また、⑦社会環境面でございますけれども、移転を要する住民の有無ですとか、補

償方針の内容等についても確認する予定でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明を申し上げます。

こちらにお示した表のとおり、現在、協力準備調査を実施しておりますけれども、今年の10月までということで、進めておるところです。

その中で、環境社会配慮調査でございますけれども、EIAの作成支援を含めまして、今年の9月までを目途に考えている状況でございます。

簡単ではございますが、私のほうからの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。今後のご助言よろしく願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問をお願いいたします。

米田委員どうぞ。

○米田委員 1つ質問させてください。公園の中を通るルートについて代替案を検討するというお話ですが、公園を迂回するルートも代替案検討の中に入っているのでしょうか。

○大塚 はい、調査の中で、当然ながら検討してまいろうと思います。今調査中でございますけれども、公園の外、こちらでお示したとおりで首都中心部の赤いところがかかり隣接をしているということがございます。仮にこちらを通過する場合、用地取得が必要となりますので、相当の住民移転が必要となる可能性もあると考えております。

いずれにしましても、調査を進めながら検討していくということでございますが、仮に国立公園を避けるルートがどうしても存在しない場合には、その影響が最も最小化するような代替案ということを調査の中で検討し、いかに緩和策を講じられるかということを考えてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○村山委員長 日比委員どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

今の点で引き続き。国立公園内を迂回するルートがない場合には、最小化できるような代替案検討を行うとおっしゃっていたんですけれども、というよりも、迂回するルートを代替案の一つとして、やはり検討していただきたいと思います。回避するルート、中は通るけれども最小化するルートをそれぞれ代替案という形で。

○大塚 はい、了解いたしました。

○日比委員 最初から、もうないものとして最小化のルートから入るということは避けて、ぜひ迂回——その迂回するルートがなぜできないと判断するのかということが、ほかと並べてわかるような調査等をしていただければと思います。

○大塚 わかりました、ありがとうございます。

○村山委員長 松本委員から。

○松本委員 最初の背景のところ、テロの危険もありというお話がありました。危

惧するのは、こうした事業がテロの標的になる危険性を暗に言われたようにも思えたわけですし、つまり、この代替案ができたときには、あまりテロについて環境社会配慮からどう考えるという議論をしたことはなく、むしろその紛争地での別のガイドラインの適用がされる、しかもそれはどちらかという外務省のほうでも検討されるという区切りなのでしょうけれども、例えば、工事中の安全であるとか、どの程度、この案件についてそうした側面の配慮を、環境社会配慮という側面からやるのかどうか、そのあたりについてどのようにお考えかということをお伺いしたいんですが。

○大塚 どうもありがとうございます。

私があまりに強調し過ぎたところがあったかも知れません。テロのリスクというのは、当然ながら全くゼロかということ、そうではないのですが、今のパキスタンの治安情勢から考えると、イスラマバードの当該地域においてテロが発生するというリスクは極めて低いという状況であります。

私どもJICAとしましては、事前の情報収集、分析を踏まえて、当然ながら現地に邦人を含めたJICA関係者が滞在するための安全対策をとっているところですが、こちらの対象地、イスラマバード首都圏というのは活動を制約していない地域でございます。北部ですとか、あるいはアフガニスタンとの国境沿いとか、そちらに対するテロのリスクはある一方で、イスラマバードにおいてのテロのリスクというのは、今現状では、低い状況だと考えてございます。すみません、先ほどテロを強調し過ぎたかもしれません。

他方で自然災害というのは、冒頭の大洪水の話もございしますが、地震などにも見舞われる国でもございまして、イスラマバードを含めて自然災害の発生リスクがあるのは現状です。

○村山委員長 柳委員。

○柳委員 1つ確認です。昨年の8月に出された案件概要書では、カテゴリ分類はBということでしたが、今回Aに変えたという主な理由はということなんですか。

○大塚 ありがとうございます。このタイミングでお諮りするということにも影響しているんですけども、事前情報では、国立公園に接するという情報が先方からも全く出されず、我々も調査開始までは見出すことができなかったという状況がございます。ということで、当初はカテゴリBを想定して調査を開始しました。

その後、送電ルートの一部が、国立公園を通過する可能性が高いということが、調査の中で明るみとなってきたということで、準備を開始したのが実情でございます。ご質問ありがとうございます。

○村山委員長 田辺委員。

○田辺委員 1点確認したいのですが、パキスタンの場合は、送電線の直下は、森林を全部伐採するものなのか、それとも、かなり高い送電線を建てれば、そういった伐採は回避できるのか、そういったあたりを教えてくださいたいと思います。

○大塚 どうもありがとうございます。

パキスタンにおいては、ルール上、送電建設の際には幅30mの用地取得が必要になりますので、具体的に今回の案件を進める中で、どれぐらいの伐採面積が必要となるのかということは、今後調査の中で詳細を確認していこうと思っておりますが、パキスタンの制度においては30mというのが一つのラインになっています。

○田辺委員 それは基本的には伐採ということですか、その30mは伐採する。

○大塚 詳細は調査で確認予定ですが、30mの幅の中で、送電線の高さのところまで触れるものについては伐採を要するという事です。ただ、そちらにつきましても、詳細を、調査で確認してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはよろしいでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 送電線の敷設に伴って、先ほど米田委員が言ったように、公園を迂回するような代替案のことも検討していただきたいということなんですけれども、前の案件でもありましたけれども、やはりその高さですね、やっぱりその中の動物等の移動等のこともありますので、やっぱりその高さを想定した代替案の検討というのをご検討いただければと思います。

○大塚 ご助言ありがとうございます、了解いたしました。

○村山委員長 ほかによろしいでしょうか。

この絵を見ると、既存送電線が国立公園の中を通っているようなんですが、これはどういう事業、協力事業でしょうか。

○大塚 ここも確認中ですが、少なくとも協力事業ではなく、先方政府負担で実施している可能性が高いです。

1990年代に整備したというところまでは確認しておりますけれども、詳細については調査の中で確認し、フィードバックをさせていただければというふうに思います。

○村山委員長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○大塚 どうもありがとうございました。

○村山委員長 それでは、次がスケジュールの確認ですね、よろしく願いいたします。

○村瀬 それでは、事務局からスケジュールの確認をさせていただきます。

表紙の裏の別紙1をご覧ください。

まず、4月、5月のワーキンググループのスケジュールについては、参加確認済みのところに丸をつけております。こちらのほうで予定の変更がありましたら、今お知らせいただければと思います。

1点だけ事務局からお伺いしたいのは、5月9日のワーキンググループについて、こ

こちらはまだ案件名が設定されておられませんけれども、今、開催の予定で調整中です。ただし、担当委員の方は、今は佐藤委員、柴田委員の2人だけですので、もしご参加いただける方がありましたら、この場もしくは後でお声かけいただければと思っています。

4月、5月の確認の中で変更がありましたらお知らせくださいという点と、5月9日について、どなたかご参加いただけませんかというお願いの2点になります。いかがでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員 5月9日、入れていただければ。

○村瀬 ありがとうございます。

谷本委員もご参加いただけるということで了解しました。田辺委員、谷本委員、5月9日ご参加ということでよろしく願いいたします。

岡山委員。

○岡山委員 すみません、少ないところで申しわけないのですが、5月13日は所用がありまして、できましたら5月27日に移動させていただきたいのですが。

○村瀬 承知いたしました。岡山委員が5月27日のほうに移動ということですね、承りました。

○村山委員長 私は5月20日に名前を入れていただいているのですが、この時期にワーキングに参加するのが難しい気がしているので、申しわけないのですが、5月は削除でお願いできればと思います。

○村瀬 承知いたしました、村山委員長は5月20日ご欠席ということで承りました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして6月のワーキンググループのスケジュールです。こちらはまだ案件名は全て決まっておられません、事務局のほうで仮置きさせていただいております。現時点でご都合が悪いところがありましたら、教えていただければと思います。

よろしいでしょうか。

また、ここについては事務局から改めて確認させていただきます。よろしく願いいたします。

ワーキンググループのスケジュールの確認は以上になります。

○村山委員長 よろしく願いいたします。

それでは、今日は、あとその他ということになりますが。

どうぞ。

○村瀬 引き続きまして、事務局のほうからです。

今日はお知らせが2件ありまして、まず1点目についてです。

1点目は、助言委員の公募についてのご案内になります。

今の助言委員の皆様の任期が7月で満了になることを受けまして、事務局としましては次期助言委員の公募の準備を進めております。募集要項については、JICAのホームページに、4月18日月曜日から5月20日金曜日までの間に掲載される予定になります。

次期助言委員会では、JICAに昨今求められているニーズに対応しまして、日本政府が掲げています質の高いインフラ投資や、また国連で承認されました持続可能な開発目標と関連した環境社会配慮業務を行うために、多様な視点からの議論や助言を求めていきたいという考えを審査部としては持っております。

また、ジェンダーバランスを考慮した委員会構成というものも検討させていただく予定です。

こう申し上げますと、なかなかお手を挙げにくい方もいらっしゃるかと懸念しておりますが、遠慮は無用ですので、ぜひ現在の委員の皆様方からの、多くのご応募をお待ちしております。

詳細は、またホームページに募集要項が掲載されましたらご案内させていただく予定です。

よろしく願いいたします。

2点目は、渡辺からお知らせがあります。

○渡辺 2点目のご報告として、毎年5月にカテゴリB案件のカテゴリ分類数を報告するというのが、運用見直しの結果のルールになっております。しかしながら、来月のアジェンダが多そうな感じがしますので、1ヵ月早いのですが、速報値ということで、昨年度の業務の概況も含めて私のほうからご報告させていただきたいと思っております。

こちらにお示した表は、カテゴリ分類数の速報値になります。若干中身を精査していますが、案件数としては変更はありません。

ご覧いただくとわかりますとおり、600件強のカテゴリ分類というのを行いましたけれども、ほとんどがカテゴリCに属している。また、その数もほとんどが技術協力に属している。

下の米印で注釈させていただいてますが、この理由の一つは、要望調査と呼ばれている各国からの技術協力、昔は無償資金協力もでしたけれども、その要望を受けて我々のほうでカテゴリ分類を行っておりますので、必ずしも実施を決定していない、つまり、日本政府によって採択されていない案件も含んだ数字になっています。

ですので、実際には、JICA業務としてこれだけの事業を毎年やっているというものでもないんですけれども、要望された数としてはこのような状況になっており、かつ、そのほとんどが、いわゆる技術協力の類いであるということです。

そういう意味では、無償資金協力も、同様に採択されないものもありますし、有償資金協力については、遅かれ早かれある程度事業を実施するというものではありませんけれども、これにつきましても、協力準備調査を実施したものの、例えば、実際の円借款にはつながらなかったというものも含まれております。

ちなみに、例えばですが、中小企業向けの調査等は技術協力に含まれております。

また、民間セクター向けの海外投融資につきましては、有償資金協力の中に含まれております。

Bのみを見ますと、これは次の表に出ますけれども、大体例年どおりのトレンドで、無償資金協力、有償資金協力もそれぞれ30件弱の案件が含まれております。

トレンドということでは、これは3年分のカテゴリ分類数を示していますけれども、大体例年600件前後のカテゴリ分類を行っております。繰り返しになりますが、あくまで要請ベースですので実際に事業として実施されているかどうかは、また別の話となっております。

内訳を見ますと、これも大体大きなトレンドとしては例年同様で、Aはそのうち30件前後で、大宗をCの案件が占めているというのがこの3年間の傾向となっております。

以上、簡単ですがご報告させていただきます。

○村瀬 その他のお知らせは以上になります。ありがとうございました。

○村山委員長 今、2点ご報告いただきましたが、何かありますでしょうか。

原嶋委員どうぞ。

○原嶋委員 質問ですけれども、今後のことに関心なんですけれども、今、カテゴリ分類でA、B、Cとこれまでされていたんですけれども、今、ちょうどたまたま次期の委員会の構成の話の中で、新しい国連の目標なんかを考慮していくということになっていくようなんですけれども、今度の目標は、ご専門の先生もいらっしゃるのだけれども、範囲も広がってきますよね。そうなってくると、その影響する範囲というのがすごく広がっていく。例えば食品ロスが入ったりとか、そういうすごく範囲が広いので、今後、カテゴリの考え方というのは変えなきゃいけないんじゃないか。すぐ変えるどうかは別ですけれども、そういうことはどういうふうに考えていらっしゃるんですか、あるいは考えていらっしゃるんですか。

○渡辺 基本的な考え方としては、カテゴリ分類の考え方というのは、今のJICAガイドラインにおいて示しているとおりです。今原嶋先生がおっしゃったとおり、今後の世の中の変化とか、あるいは世界銀行なんかは全く別のカテゴリの考え方を導入しようとしているという状況もありますけれども、我々としては、2020年の改訂までは現行のガイドラインに基づくカテゴリ分類を続けていくというのが基本的な考え方と思っています。

○村山委員長 ほかはよろしいですか。

○作本副委員長 一般的な質問になるかもしれませんが、今までODAの大綱がありましたよね、これは開発協力大綱ですか、正確に名前を思い出せないんですけれども、それに、やはり国の方針が援助に対して変わりましたよね。それに対して、何か我々もこういう環境社会配慮を見る上で何か変更点を迫られているのかどうか、これは私も漠としてわかりませんが、何かそういう変更点はありますでしょうか。

今までとはちょっと変わってきたという、ODAの考え方が変わってきたということがまず全体にありますから。

○渡辺 若干、国会答弁的になりますけれども、開発協力大綱自体は、そこまで大きく変わっているという認識ではありません。

他方、世の中のニーズは変わり得る。例えば、先ほど村瀬が申し上げたとおり、今、日本政府として質の高いインフラということを出しているとか、あるいは、国際的に見ると、SDGsに基づいてこれからやっていこうということがあります。その意味で、何か我々の審査部の業務、あるいは助言委員会としての業務を大きく変える必要があるとは思っていないんですけれども、そういった現在のニーズに合わせた視点での助言をいただければなというレベルでの変化はあると思っております。

○作本副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○日比委員 ありがとうございます。

1つだけ。SDGsが出たので、単純に好奇心というか、どんなかなと思ったんですが、例えば、今事業はSDGs何番に貢献するとか、そういう形の助言あるいは調査ということも視野に入ってくるということでしょうか。

○渡辺 日比委員のご質問に関しては、我々も若干模索しているところです。そもそも我々のJICAの中でSDGsを、審査部として必ずしも直球ど真ん中で受け取っているというわけではなくて、我々が言う課題部と言われているところが、それぞれの課題の視点からSDGsに対しての貢献を検討・実施するのが、基本的なJICAのスタンスであります。

ただし、審査部としても、あるいはJICAガイドラインという視点からも、そこに貢献できる部分はあるだろうという考えを持って、先ほど申し上げましたとおり、そういった視点を組み込めないかということや次期の助言委員会ではやりたいと考えてはおります。日比委員がおっしゃったように、具体的に、この案件はSDGsのどこに該当するからSDGs何とか案件という形でやるかどうかについては、まだそこまでの議論には至っていないということです。

○田中副委員長 最初のご報告の、公募の話ですが、この助言委員会の、あれは何か多選禁止のようなものがありましたでしょうか。何期までとか、何かそういう縛りはあったでしょうか。

○村瀬 多選禁止の縛りはございません。既に複数回助言委員の任期を務められている方もぜひ応募いただければと考えています。

○田中副委員長 わかりました。

○松本委員 せっかくデータを出していただいたので、もちろんカテゴリ分類の総数というの、こうなっているのかという意味では参考にはなるんですが、例えば、カテゴリを変更した件数がどのくらいあるとか、BからAになったとか、AからBになったとか、あとは、セクターで見るとA、B、Cのバランスはどうなっているんだろう

かとか、別にそれがどうというわけではないんですけれども、しかし、傾向としてはどういうふうなものが出ているのか。

特に、我々はBやCがわかりませんので、一体全体のどの部分を審査しているんだろう、どのぐらいの部分を見ているのか。つまりAの部分ということになるんですが、それを相対化するという意味でも、もしそういうものをお示しいただけるとわかりやすいかなというふうに思います。

本当は、この全体事項とか、汚染とか、自然とか、それぞれにどのぐらいコメントが出ているんだろうかという、ただ、これは自分たちで計算しろという話になると思いますので、そういう研究をすればいいじゃないかと一言と言われてしまうとおしまいなので、カテゴリの変更とか、部門、セクター別というのはなかなか我々は情報がないので、そういうようなものをもしJICAのほうでご用意していただけると、少し自分たちのやっていることを俯瞰したり、相対化できるなというふうに思います。

○渡辺 ご提案ありがとうございます。業務としてどこまでその部分を深掘りしていくのかというのはありますけれども、一検討の可能性として、例えば、我々も影響評価学会などで発表する機会もありますので、そういった場所でそのような分析等に基づく何か発表ができるのか検討してみたいと思います。

ちなみに、カテゴリ分類の変更というのは、特にデータをとっているわけではなく、一件一件対応しているものですが、おおよその感覚的に言いますと、10件~20件、毎年であるかないかぐらいです。その大宗は、実は中小企業向けの調査です。これはプロポーザルを企業の方に出していただいて、その段階でカテゴリ分類するんですけれども、そこだとほとんど情報がなくて、わからないので、我々として堅めに、例えばBであるとか、Aであるとかという形でつけるんですけれども、その後、実際に採択されてから、企業の方と担当部が話をさらに聞いていくと、やっぱりその部分は若干過大な提案で、そこまでできないので、やっぱり事業は小さくやりましょうとか、用地については、相手の政府が持っている土地でやりますので、用地取得は生じないですという形でカテゴリを変更するというのが、先ほど申し上げた10件~20件ぐらいの中のほとんどを占めております。

パキスタンの、先ほどのケースはBからAに上がったというケースですね、このようなケースも、協力準備調査ではあまりないですけれども、例えば開発調査の過程で、F/Sをやる段階になって見えてきたところで、やっぱりAかと、これは去年度ご報告さしあげたウガンダの灌漑の案件ですか、これはそういう形になっておりますので、そのような例もあります。いずれにしても、マックスでも20件ぐらいかなという感じでおります。

○松本委員 実際には、そういう情報は結構重要で、「ガイドラインは本当に意味があるの」みたいな声は、世間一般にはないことはないのですが、そういう中で、カテゴリをこういうふうに見直しているというナラティブな情報というのは非常に参考になり

ますので、やはり何らかの形で世の中に対して説明をしておくという事はいいことなんじゃないかなというふうに、これはコメントとして思いました。

○日比委員 ありがとうございます。

これはもう単純に、そのカテゴリ分類をどれだけしたかというデータをお示しいただいたものと理解していきまして、この場が適切かどうかわからないんですが、このお話をお聞きしながら思ったことをちょっと言います。

例えば、A分類をこれだけやって、実際この助言のプロセス、ガイドラインに沿ってしたと。その2020年にガイドラインの見直しもあるということで、これから数年間の間の中の作業で、例えば、JICAのガイドラインによってどれだけ環境社会影響が軽減・緩和されたのか。なかなかこれは数字にするのは難しいとは思いますが、定性的であっても、何らかのこのガイドライン、そしてこの助言委員会の価値というかベネフィットを、少しまだ2020年まで時間がありますし、そういった点も考えながら見直しを考えていくということも、どこかで検討していただけるとありがたいかなと思いました。すみません、場が適切でないかもしれませんが。

○渡辺 ありがとうございます。今、日比委員のご指摘につきましては、ガイドライン上、レビューを行うということ自体が、もうこのガイドラインの要求事項になっておりまして、そのレビュー結果を踏まえて、2020年を目途に改訂するということになりますので、まだ若干時期尚早ではありますが、来年度なのか、再来年度なのか、そのような形のレビューは行う予定ではあります。

○村山委員長 少し話題が広がっていますが。

今のご発言に関連して言うと、以前、ある期間を対象にして、助言委員会がどういうコメントを出したかというのを整理されたことがあって、それは一つの情報になるかと思えます。

ただ、それが具体的にどう改善につながったかというところまでは、なかなか追えていないというか、追うのが結構難しいのかなという気はします。

佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどの、実はSDGsの件と、1つ聞きたいことがあるんですけども、やはりその17の中で、12の生産と消費のところ非常に重要だという見解が、いろいろ日本の中での議論の中にも出ているとは思いますが、今回の、これからの社会配慮において、やはりそういうような、従来だったら、その環境に対するインパクト、社会に対するインパクトに対する配慮ということをやってきたわけなんですけれども、今後はそういうものに対する、物をつくるものに対する、その公共調達に関するガイドラインとか、そういうようなものまで今後検討していくものなのか。つまり、海外でいろんな物づくりをするに当たって、こういう環境配慮の製品を使ってくださいとか、環境負荷の少ないような材を使ってくださいよというような、そのガイドライン等をつくられることも考えられているのか。それとも、日本の貢献として、あまりそ

ここまでタッチしないものなのか、ご意見をいただければと思います。

○渡辺 ありがとうございます。現時点では確たることは言えないんですけども、かつJICA審査部としてそのようなイニシアチブをとるかということ、まだそこまでは考えておりませんが、他方、世界銀行などは、そのような一次調達による森林等への影響とかをどう確認していくかということは、今まさに議論されて、そのような形で導入されていくことになると思われまので、それを受けてJICAとしてどこまでやるのか、やれるのか、そういった議論は、世銀のほうはまだ完全にできたわけではないですけども、検討していかなくてはいけないという問題意識はあります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○石田委員 あまり関係ないことを言ってもあれですけども、SDGsは、いわば Sustainable Development For Allなので、私の記憶では、今までのこの2年間の委員会、その前の委員会でも、各委員が、例えば谷本先生はよくセメントの原料をどこからとってくるかというようなことで、やっぱりライフサイクルアセスメントの立場からですけども、原料の調達を言われていましたし、いろんな方々が、人々の貧困にも根差したような発言もされていまして、だから結構先取りしたものは、ぽつんぽつんと出ていると思うんです。

何か私の印象では、それがもう少し前面に出てきて、その延長でますます意見が言いやすくなるのかなという印象を持っています。

以上です。

○宮崎 皆様ご意見をいろいろありがとうございます。開発協力大綱にいたしましても、SDGsにいたしましても、もともとこのガイドラインの内容といたしましては、持続可能な開発を進めることが目的となっておりますので、両方とも全然逸れたものではございませんし、ガイドライン自体が非常に幅広い範囲をカバーしているものですので、そういう意味では、何ら変わるものではないと理解しておりますが、例えば、開発協力大綱の大きな2つの目玉と致しまして、一つは、やはり政府開発援助だけではなく、途上国の開発には民間の資金や民間のノウハウというものが非常に大事になってきているということと、民間に限らず、NGOの皆様や、いろいろな研究開発に携わっている方々などといったいろんな方の巻き込みといいますか、コミュニケーションがますます大事になっているというのが開発協力大綱の一番初めの、政府が出している表紙に書いてあることでございます。ですので、そういう意味ではガイドラインがまさに、今石田委員が言われたように、先取りしているというふうに思っていたいでよいと思っております。

ですが、先ほど渡辺が申しましたように、世銀のほうも、SDGsとかなり重なるものをカバーする形で、今コンサルテーションを進めておりますけれども、私どもとしても、さらにそれを意識して、もう少しそういったことを配慮しながら助言委員会の皆様にも助言をいただけるようにならなければと考えた次第です。ということで、

JICA自身もどういふふうにしたらいいか、今まさに模索しているところでございます。

佐藤委員からも、先ほど消費と生産行動という、SDGsの12番目のものについて、重要になってきているというお話をいただきましたけれども、おっしゃるとおりで、そういったところも見なければいけない一方で、先ほど渡辺が申しましたけれども、全てをJICAのこの環境社会配慮ガイドラインだけでカバーするというのも、ちょっと無理かなど。世銀のコンサルテーションをしたときも、彼らも、セーフガードはオールマイティーではないと、幾つかいろいろあるツールの中で全てをカバーしていくとも言っておられましたので、我々としても、もう既にかなりカバーできているガイドラインですけれども、全てを全部これでカバーして受けとめるということではなく、ほかの私どものJICAの中の部署がカバーしているものとうまく補完関係を持ちながら、少なくとも負の影響というものを回避したり、低減したり、進めていけたらいいなというふうには思っている次第でございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

今日は最速で終わりそうな感じですが、そういう意味では、時間があるときにこういう話題ができてよかったのではないかと思います。

では、委員の方から、何かほかのことでコメントありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、最後に今後のスケジュールの確認をさせていただきます。

○村瀬 今後のスケジュールですけれども、次回の全体会合、第69回は5月16日月曜日14時半から、場所は次回についてもこちらのJICA市ヶ谷ビルの会場になりますので、お間違いのないようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

○田中副委員長 5月27日も私の名前が入っていて、恐縮なんですけど、これは削除でお願いできますでしょうか。

○村瀬 別紙1のワーキンググループの5月27日、田中副委員長ご欠席ということで承りました。

○村山委員長 ほかはよろしいですか。

では、これで今日の助言委員会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

午後3時57分閉会